

令和8年2月2日から岐阜地方法務局本局を対象として、自筆証書遺言書保管申請に際してのオンライン手続による事前チェックの試行を開始します。

提出書類の写し（PDFまたは画像ファイル）を事前に電子メールでお送りいただければ、形式面の事前チェックを行います。

※岐阜地方法務局本局への遺言書の保管の申請が対象となります。

本試行は、岐阜地方法務局管内では本局のみで実施しており、岐阜地方法務局管内の支局においてはオンライン手続に対応していませんので、ご注意ください。

※事前チェックを受けることで、保管申請当日の手続がスムーズになります。

事前チェックを受けた後は遺言書保管所の窓口に遺言者本人が出頭し、申請書類一式の原本を提出して保管申請をしていただく必要がありますので、来庁予約をお取りください。

※電子メールによる事前チェックを受けるかどうかは任意です。これまでどおり、事前チェックを受けずに予約の上、来庁いただくことも可能です。

詳しくは、「[遺言書保管制度のオンライン手続の試行を実施中です！](#)」をご覧ください。

